

令和2年10月26日

第103回 神戸市個人情報保護審議会

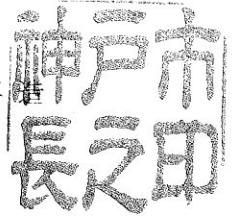
林地台帳システムの構築について

(経済観光局)

神経農計第1070号
令和2年10月21日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

林地台帳システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

担当：経済観光局農政計画課

林地台帳システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

【登記簿情報】

- ・所有者氏名、所有者住所、共有者氏名、共有者住所、地目、面積
- ・所有権以外の登記権利者氏名、住所、権利種別

【固定資産課税台帳情報】

- ・区コード、所在地、整理番号、台帳区分コード
- ・氏名コード、漢字住所、漢字氏名、カナ氏名
- ・名義人宛名番号（登記）、地目（登記）、地積（登記）

【森林法に基づく届出（伐採・所有者変更）情報】

- ・届出者氏名、住所、連絡先電話番号、種別、内容

【森林簿】

- ・森林所有者、住所、共有者、共有者住所

林地台帳システムの構築について

1. 趣旨

近年、森林所有者の高齢化や相続等により森林所有者の特定が困難な状況にあり、森林管理の整備意識の希薄化や施業（林業）の集約化を促進するための妨げとなっている状況にある。

今般、森林法及び関連法令の改正等により、森林整備に必要な森林所有者に関する情報（固定資産課税台帳、登記簿謄本等）を収集し、林地台帳の整備が市町村の責務となった。これに伴い、本事業において、GIS（地理情報システム）を活用した林地台帳システム（以下、「本システム」という。）を構築し、整備を行うものである。

2. 概要

- ・神戸市経済観光局農政計画課より法務局、神戸市行財政局固定資産税課、兵庫県神戸農林振興事務所等へ必要情報の提供依頼を行う。データは電子媒体もしくは紙媒体により提供を受ける見込みである。（個人情報目的外利用については、神戸市個人情報保護条例第9条第1項第1号「法令等に規定があるとき」該当。森林法第191条の2の規定による。）
- ・農政計画課は、必要情報を本事業の委託業者へ貸与する。委託業者は、GISアプリケーションソフトウェアを登載したスタンドアロン PC に情報を取り込んだうえでデータベース化し、本システムを構築して農政計画課に設置する。
- ・農政計画課で構築した本システムを、共同で事業を所管する神戸市建設局防災課及び神戸市建設局森林整備事務所にも設置する。なお、いずれのPCもネットに接続しない。前記3台のPCの情報共有化は全て、委託業者が概ね年1回毎に電子記録媒体にて複写することにより行う。

3. 効果

当該システムを構築し、林地管理に必要な情報の一元化と可視化を図ることで、森林経営管理法に基づく施策（経営管理委託の仲介を神戸市が行うなど）により、施業の集約化・効率化や、災害時の森林管理者の速やかな特定などに寄与する。

4. 実施時期

- 令和2年10月～ 情報収集
- 令和3年1月～ システム構築、一部地域の情報入力
- 令和3年4月～ 一部地域を対象にシステム稼働。対象地域を順次拡大
(令和15年までに神戸市全域の林地を対象とする。)

5. 想定件数

- 令和3年4月1日時点 約10,000筆（対象：北区唐櫃地区3,430ha）
- 令和15年時点(予定) 約64,000筆（対象：神戸市全域 22,000ha）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 個人情報が記録された本システムの PC は、いずれもネットワークには一切接続しないスタンドアローン PC とし、外部からの不正アクセスを防止する。また、定期的なウイルス定義パターンファイルの更新によりコンピュータウイルスからの感染防止措置を図る。
- ② システムの操作にあたっては ID・パスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。また、無操作で一定時間経過すると画面をロックする機能が働き、再度 ID・パスワードの入力を促すことにより、個人情報を表示されたまま画面が放置されることを防ぐ。

(2) 運用上の保護

- ① データの提供を受ける時、及び、委託業者にデータを貸与するときは、電子記録媒体 (USB メモリ等) にパスワードを設定した上で直接手渡しする。データの受け渡し後、必要のなくなった電子記録媒体からは直ちにデータを消去する。
- ② システムから印刷した紙書類は、施錠可能なキャビネット等に保管する。
- ③ パスワードは定期的に変更する。また、データ記録媒体の廃棄に際しては、記録内容を復元できない状態にして処分する。
- ④ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 委託業者にかかる情報の保護

個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき厳格に管理させる。

システム構成図

- ① 神戸市経済観光局農政計画課
- ② 神戸市建設局防災課
- ③ 神戸市建設局森林整備事務所

